

# 鹿児島市中央卸売市場青果市場リニューアル基本計画

平成24年7月

鹿児島市





## はじめに

鹿児島市中央卸売市場は、全国で7番目、九州では最初の中央卸売市場として、昭和10年4月12日に開設認可されました。

青果物を取り扱う青果市場は、開設当初、魚類市場と併設しておりましたが、取扱数量の増大や車両の増加などにより敷地内が窮屈になったこと、また、施設の老朽化などの理由から、昭和51年11月に現在地に移転し、今日に至るまで南九州の青果物の流通拠点として広く消費者の食生活を支え、その役割を果たしてまいりました。また、平成23年3月に策定・公表された国の「第9次中央卸売市場整備計画」においては、大型産地からの荷を大量に受け、周辺の中央卸売市場と連携した流通を行う役割を担う「中央拠点市場」として位置づけられたところでございます。

しかし、青果物卸売市場を取り巻く環境は、生産者及び消費者のニーズの変化や流通の一層の多様化、東日本大震災による青果物の供給への影響など大きく変化してきており、また、全国的な消費量、市場経由率の低下により取扱量が減少傾向にあるなど、厳しい状況が続いております。本市青果市場は、移転から35年が経過し、施設の老朽化に対応した整備が求められていることから、施設機能の高度化や利用者の利便性に対応した市場機能の向上が必要な状況となっております。

このような状況を踏まえ、平成20年度に策定した「鹿児島市中央卸売市場整備計画」に基づき、本市青果市場の目指す姿と達成目標を明らかにし、それらを実現するために必要な取組みと、市場施設の現在地におけるリニューアル整備を推進するため、市場関係業者の皆様と一体となって、この「鹿児島市中央卸売市場青果市場リニューアル基本計画」を策定いたしました。

リニューアル基本計画では、食の安全・安心を確保するためのコールドチェーンの確立はもとより、新たに本市青果市場に求められている機能や役割も果たせるよう、施設のリニューアルをはじめ、活性化のための具体的施策に取り組むことといたしております。本市青果市場が、魅力と活力にあふれた機能的な市場となり、鹿児島の「食」の魅力を伝える発信拠点となるよう、引き続き市場関係業者の皆様方と一緒に取り組んでまいりますので、温かいご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、計画の策定にあたり、貴重なご意見をお寄せくださいました市民の皆様をはじめ、鹿児島市青果市場整備検討委員会並びに市場関係業者の皆様方に厚く御礼申し上げます。

平成24年7月

鹿児島市長 森 博 幸

# 目 次

<b>序章 中央卸売市場の意義</b> . . . . .	<b>1</b>
<b>第1章 リニューアル基本計画策定の趣旨</b> . . . . .	<b>2</b>
1 鹿児島市中央卸売市場整備計画の概要 . . . . .	2
2 国の卸売市場整備基本方針等の概要 . . . . .	2
(1) 第9次卸売市場整備基本方針	
(2) 第9次中央卸売市場整備計画	
3 リニューアル基本計画の趣旨及び位置づけ . . . . .	3
(1) 趣旨	
(2) リニューアル基本計画の位置づけ	
4 リニューアル基本計画の計画期間 . . . . .	3
<b>第2章 青果市場の現状</b> . . . . .	<b>4</b>
1 本市青果市場の状況 . . . . .	4
(1) 沿革	
(2) 施設概要	
(3) 施設状況	
(4) 取扱高の状況	
(5) 経営の状況	
2 本市青果市場の特長と課題 . . . . .	9
(1) 特長	
(2) 課題	
<b>第3章 リニューアル基本方針</b> . . . . .	<b>10</b>
1 本市青果市場の目指す姿 . . . . .	10
(1) 基本コンセプト	
(2) 基本目標	
2 取扱数量の達成目標 . . . . .	11
<b>第4章 リニューアル基本計画</b> . . . . .	<b>12</b>
1 計画概要 . . . . .	12
2 活性化のための具体的施策 . . . . .	12
(1) 機能的な市場	
(2) 活力ある市場	
(3) 魅力ある市場	
(4) 災害等に対する取組み	
3 本市青果市場の重点戦略 . . . . .	18
(1) 商品の高付加価値化	
(2) 新たな販路の拡大	
(3) 消費者などへの周知・啓発	
(4) 市場施設の機能向上	
4 屋根付荷捌場の新設に係る概算事業費 . . . . .	21
5 リニューアル基本計画スケジュール . . . . .	21
6 リニューアル基本計画の推進 . . . . .	22
(1) 市場活性化のために必要な施策の推進	
(2) リニューアルに伴い発生する課題のフォロー対応	
(3) 計画のローリング	

## 資料編

<b>リニューアル基本計画の策定経過</b> . . . . .	<b>23</b>
<b>用語解説</b> . . . . .	<b>28</b>

\*印の語句は、用語解説をご参照ください。  
本編で最初に登場した語句に印があります。

## 序 章 中央卸売市場の意義

青果物や水産物などの生鮮食料品は一般の商品と異なって、鮮度（商品価値）が低下しやすく、長期にわたる貯蔵が困難です。また、需要の変動が小さいにもかかわらず、天候等による生産量の変動が大きく、供給が不安定になりやすいという性質があります。

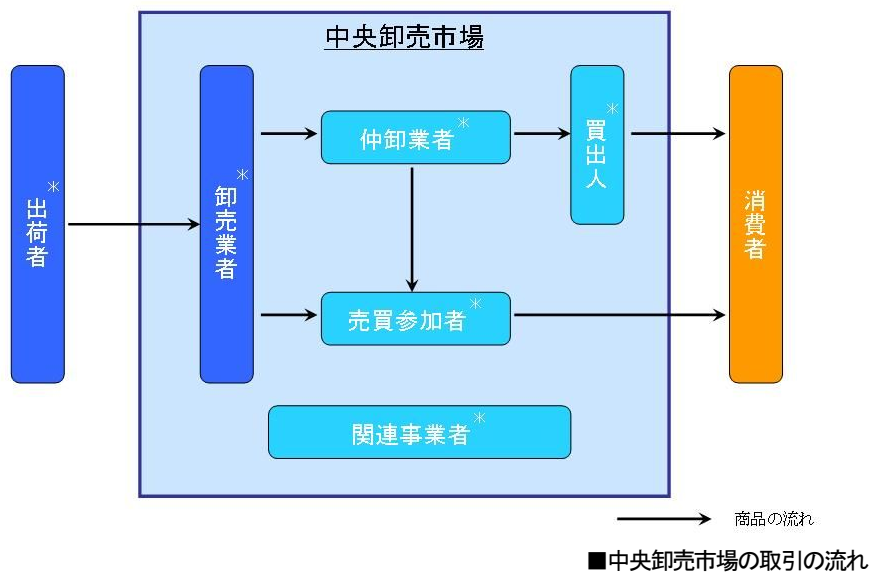
そのため、毎日の食生活に欠かすことのできない安全・安心な生鮮食料品を、安定的な価格で、継続的に供給する重要な役割を中央卸売市場\*は担っています。

その役割を果たすため、中央卸売市場には、

- ・ 出荷者からの大量な商品を引き受け、小売業などの需要者\*へ分けて出荷する
- ・ 多種多様な品目を豊富に品揃えする
- ・ 商品の鮮度を維持する
- ・ 商品の適正な価格形成を行う
- ・ 販売代金の確実迅速な決済を行う
- ・ 需給に係る情報の収集や伝達を行う

などの機能があります。

このように、公益性が高く、かつ大規模な施設と経費を要する中央卸売市場は、農林水産大臣の認可を受けて、本市などの地方公共団体により開設・運営されています。また、消費者と出荷者をつなぐ場所として、市民・県民をはじめ、幅広い消費者の食生活の安定に努めています。



## 第1章 リニューアル基本計画策定の趣旨

### 1 鹿児島市中央卸売市場整備計画の概要

本市では、食の安全・安心への関心の高まりや生産及び流通構造の変化、また、少子高齢化の進行や単身世帯の増加、ライフスタイルの多様化による食生活の変化など、卸売市場を取り巻く状況を踏まえ、中長期的な観点から施設整備をはじめとする、将来あるべき方向性を明確にし、その方向性に基づいたハード・ソフトの両面について検討を行い、健全な市場運営を目指すことを目的として、「鹿児島市中央卸売市場整備計画」（以下「本市整備計画」という。）を平成20年度に策定しました。

本市整備計画では、中央卸売市場青果市場（以下「本市青果市場」という。）について、移転開業後既に30年以上が経過し、施設の老朽化に対応した整備が求められていることから、国の卸売市場整備基本方針や中央卸売市場整備計画及び本市のストックマネジメントの考え方に基づき、施設の高度化や利用者の利便性に対応した改修や修繕に取り組んでいくこととしています。

### 2 国の卸売市場整備基本方針等の概要

農林水産大臣は、卸売市場法<sup>\*</sup>に基づき、卸売市場の整備を図るための基本方針（以下「卸売市場整備基本方針<sup>\*</sup>」という。）及び中央卸売市場の整備を図るための計画（以下「中央卸売市場整備計画<sup>\*</sup>」という。）を、おおむね5年ごとに定めています。

#### （1）第9次卸売市場整備基本方針

第9次の卸売市場整備基本方針は、卸売市場が最近の情勢の変化に的確に対応し、その機能を十全に発揮していく観点から見直されたもので、平成22年10月に策定・公表されました。

その中では、次のようなことを基本とし、卸売市場の整備及び運営を行うことが求められています。

- ① コールドチェーン<sup>\*</sup>システムの確立をはじめとした生産者及び実需者<sup>\*</sup>のニーズへの的確な対応
- ② 公正かつ効率的な取引の確保
- ③ 食の安全や環境問題等の社会的要請への適切な対応
- ④ 卸売市場間の機能・役割分担の明確化による効率的な流通の確保
- ⑤ 卸売業者及び仲卸業者の経営体質の強化
- ⑥ 経営戦略的な視点を持った市場運営の確保

また、「卸売市場間の機能・役割分担の明確化による効率的な流通の確保」に関して、大型産地からの荷を大量に受け、周辺の市場と連携した流通を行う役割を担う中央卸売市場を「中央拠点市場」として位置づけ、その機能強化を進めることを求めています。

## (2) 第9次中央卸売市場整備計画

第9次の中央卸売市場整備計画は、第9次卸売市場整備基本方針に即して、平成23年3月に策定・公表されたものです。

その中では、東日本大震災の発生などを踏まえ、「中央卸売市場の整備に当たっては、災害等にも備えつつ、生鮮食料品等の安全を確保し、消費者等の安心につながるように留意する」との考え方が示されています。

また、本市青果市場は、「施設の改善を図ることが必要と認められる中央卸売市場」として記載されるとともに、第9次卸売市場整備基本方針で示された「中央拠点市場」としても記載されています。

なお、全国の青果物を取り扱う中央卸売市場の内、本市青果市場を含む19市場が中央拠点市場として位置づけられています。(※平成24年3月 新たに2市場が指定され、現在は21市場が中央拠点市場に位置づけられています)

## 3 リニューアル基本計画の趣旨及び位置づけ

### (1) 趣旨

この「鹿児島市中央卸売市場青果市場リニューアル基本計画」(以下「リニューアル基本計画」という。)は、本市青果市場の目指す姿と達成目標を明らかにし、それらを実現するために必要な取り組みと、市場施設の現在地におけるリニューアル整備の基本的な計画について策定するものです。

### (2) リニューアル基本計画の位置づけ

リニューアル基本計画は、本市整備計画に基づき策定し、基本設計の指針として位置づけるとともに、本市の最上位計画である「第五次鹿児島市総合計画」に沿う計画とします。

また、国の第9次卸売市場整備基本方針及び中央卸売市場整備計画の基本的な考え方などを反映します。

リニューアル基本計画の推進にあたっては、本市の他の個別計画などとの整合性に留意します。

## 4 リニューアル基本計画の計画期間

計画期間は、平成24年度から平成30年度までとします。

## 第2章 青果市場の現状

### 1 本市青果市場の状況

#### (1) 沿革

昭和10年11月	洲崎町（現在の住吉町）で業務開始 （中央卸売市場としては全国7番目、九州で最初）
昭和51年11月	人口増加による取扱量の増大、輸送車両の大型化により市場敷地が狭隘 <small>きょうあい</small> になり、住吉町から現在地（東開町）に移転、業務開始
平成4年3月	低温卸売場施設完成
平成21年3月	鹿児島市中央卸売市場整備計画策定
平成21年8月	仲卸組合の買荷積込所完成
平成23年3月	国の第9次中央卸売市場整備計画において中央拠点市場に位置づけ （青果市場では全国で19市場）

#### (2) 施設概要

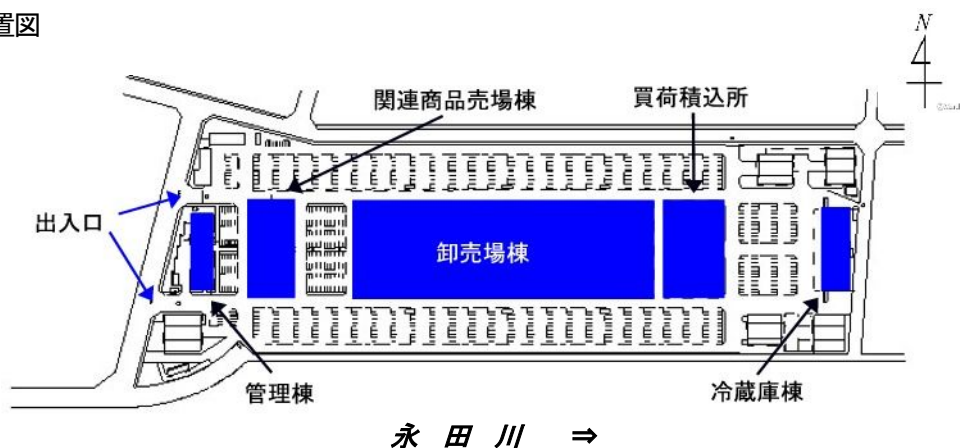
◇ 敷地面積 : 97,393㎡

◇ 延床面積 : 40,113㎡

主な建物の概要

名称	しゅん工	構造	階数	延床面積
卸売場棟	昭和51年	鉄骨鉄筋コンクリート造	地上2階	22,379㎡
関連商品売場棟	昭和51年	鉄骨鉄筋コンクリート造	地上2階	2,988㎡
管理棟	昭和51年	鉄筋コンクリート造	地上3階	2,019㎡
冷蔵庫棟	昭和51年	鉄骨鉄筋コンクリート造	地上4階	5,638㎡
買荷積込所	平成21年	鉄骨造	地上1階	3,469㎡

◇ 配置図





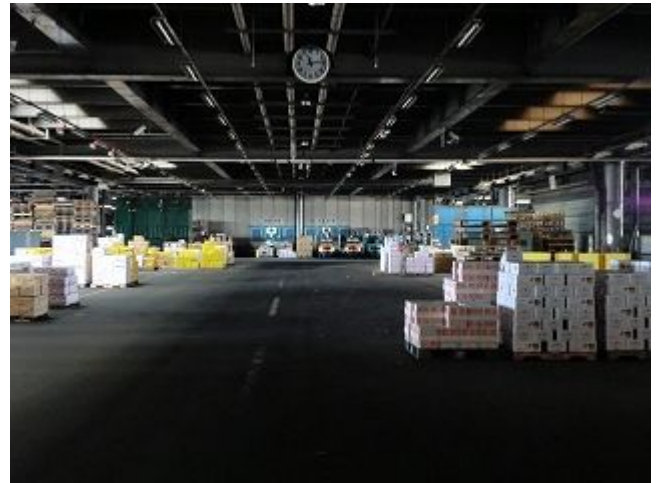
### (3) 施設状況

現在地への移転から35年が経過し、経年劣化による施設の老朽化が進行し、また、食の安全意識の高まりやニーズの多様化などの社会環境の変化に市場機能が追いついていない面があります。

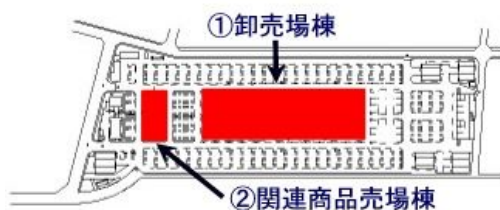
施設ごとにおける問題点は以下のとおりです。

#### ① 卸売場棟

- ・ 低（定）温施設が不足しています
- ・ パッキング作業等のスペースが不足しています
- ・ 夏季は、せり売り時、売場外周部の商品に直射日光が差込んでいる状況です
- ・ 施設の規模が大きいため売場内部が暗く照度が不足している状況です
- ・ 仲卸売場においては、天窓が温度上昇の要因の一つになっています
- ・ 外壁の剥離等施設の老朽化がみられます



■照度が不足している卸売場



#### ② 関連商品売場棟

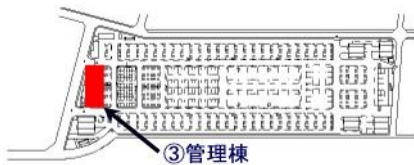
- ・ 業務ゾーンとの区分が明確でなく、利用者が限定されています
- ・ 施設内の照度が全般的に不足しています
- ・ 外壁の剥離等施設の老朽化がみられます



■外壁剥離等がみられ照度が不足している関連商品売場棟

### ③ 管理棟

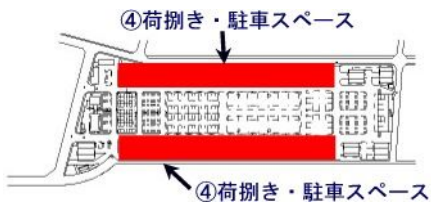
- ・ 耐震補強を実施しているが、全体に外壁の剥離等老朽化がみられます
- ・ 有効活用の図られていないスペースがあります



■外壁剥離等が見られる管理棟

### ④ 荷捌き・駐車スペース

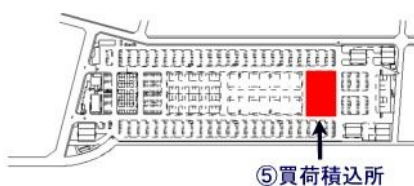
- ・ 荷捌きのための利用と駐車のための利用が混在しています



■荷捌きと駐車車両が混在

### ⑤ 買荷積込所

- ・ 開放型の施設のため、夏季は直射日光が差込んでいる状況です
- ・ 屋根構造の遮熱性が低いため、夏季は積込所内が高温になります



■夏季、高温になる買荷積込所

### ⑥ 衛生設備

- ・ 開設時から部分的な改修しか行っていないため、洋式トイレが少ない状況です

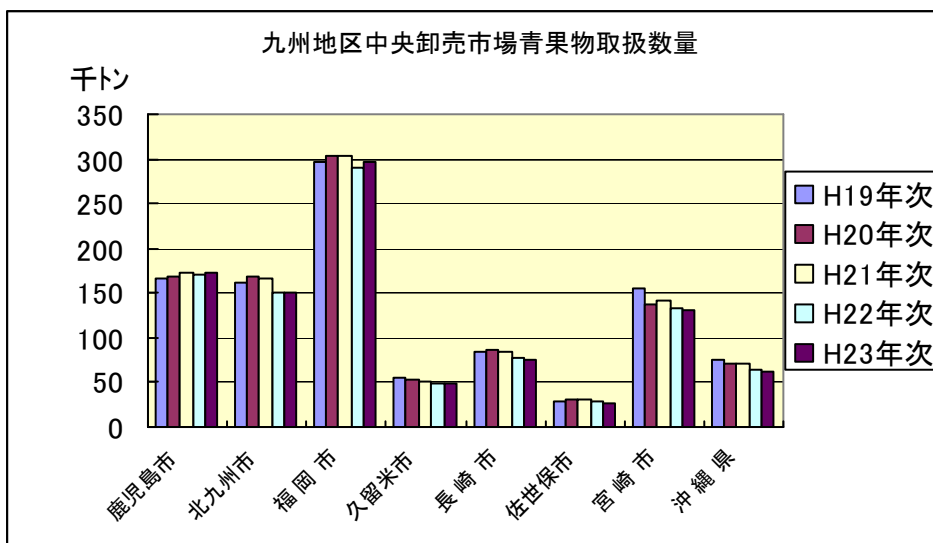
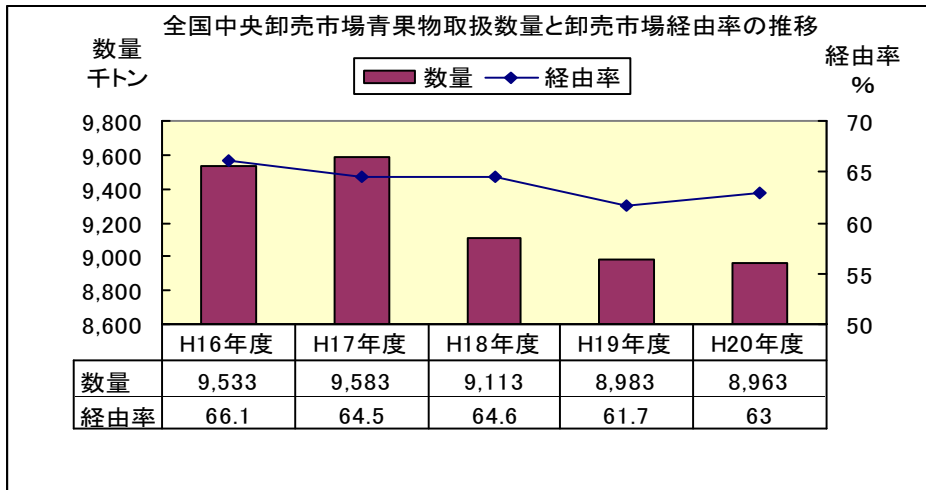
### ⑦ 路盤

- ・ 市場は24時間稼働しているため、補修は部分的な対応にとどまり、これまで全体的な改修ができていません

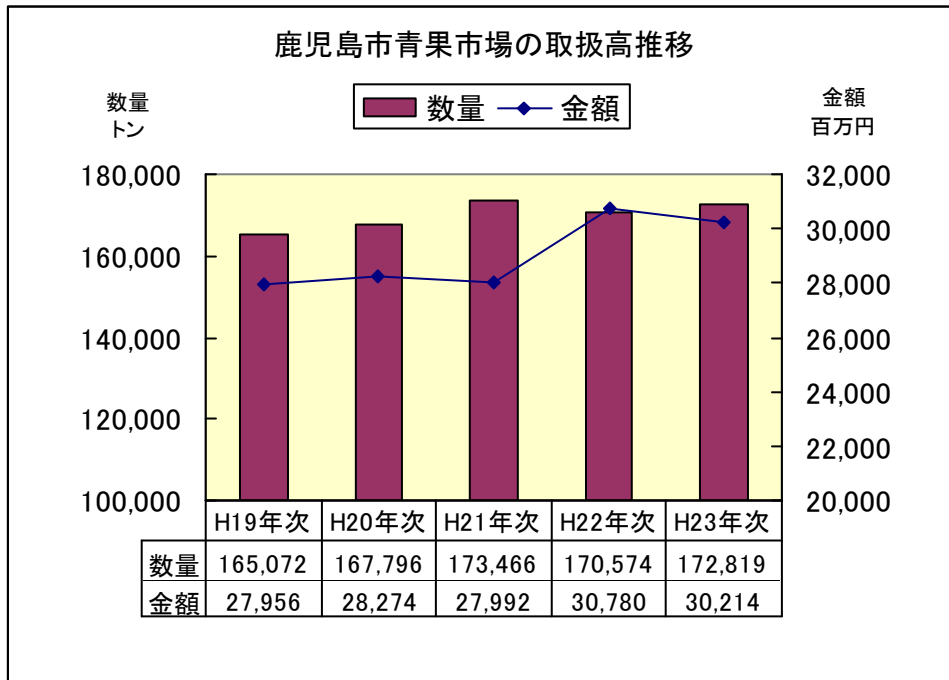
#### (4) 取扱高の状況

本市青果市場の取扱数量は、平成4年次に18万4千トンのピーク時取扱数量があり、それ以降逓減傾向にあるものの、ここ5年間ほどはほぼ横ばい状況にあります。

全国的な青果市場の状況としては、消費量や市場経由率の低下により取扱数量が減少傾向にあり、九州地区の中央卸売市場においても、同様に減少傾向にあります。



市場名	取扱数量(t)					H19年次とH23年次の数量比較
	H19年次	H20年次	H21年次	H22年次	H23年次	
鹿児島市	165,072	167,796	173,466	170,574	172,819	4.69%
北九州市	161,599	168,440	166,290	150,855	150,527	-6.85%
福岡市	297,379	303,247	303,607	290,793	296,280	-0.37%
久留米市	55,128	52,340	51,995	48,304	47,952	-13.02%
長崎市	83,436	86,578	83,089	78,479	76,337	-8.51%
佐世保市	29,495	31,259	31,699	28,898	27,243	-7.64%
宮崎市	155,731	137,929	142,250	133,250	129,885	-16.60%
沖縄県	74,428	71,440	70,136	64,020	62,803	-15.62%
九州管内計	1,022,268	1,019,029	1,022,532	965,173	963,846	-5.71%



(5) 経営の状況

市場関係業者\*の経営環境は、景気の低迷等により厳しいものとなってきています。

特に仲卸業者においては、経営規模の二極化が進展し、ここ2、3年は後継者不足や経営不振により転・廃業する業者もでてきています。

## 2 本市青果市場の特長と課題

### (1) 特長

本市青果市場には、次のような活かすべき特長があります。

- ・ 昭和53年以降、取扱数量が常に15万トン（中央拠点市場としての基準）を上回っており、継続的な取引により取引先との強い信頼関係が築かれています
- ・ 昭和24年以降、卸売業者の2社が安定的に青果物を供給しており、品質・産地・収穫状況等の情報が蓄積されています
- ・ 必要な青果物の確保が可能な他市場の卸売業者とのネットワークがそれぞれの業者において構築されており、効率的な集分荷が実施されています
- ・ 県内卸売市場取扱量の71.9%、取扱金額の73.0%を占めています（平成19年度）
- ・ 県内産の重量野菜（キャベツ・大根・白菜等）の取扱が多い状況です
- ・ ヘチマ・冬瓜・桜島大根等、供給産地に個性的な食材があります
- ・ 大型量販店\*も売買参加者になっています
- ・ 主要な建築物の耐震診断を実施した結果、新耐震基準とほぼ同程度の耐震性能を有しており、継続利用が可能です
- ・ 国の第9次中央卸売市場整備計画において、中央拠点市場に位置づけられています

### (2) 課題

本市青果市場には、次のような改善すべき課題があります。

- ・ 荷捌き作業を屋外でも行っており、降灰や降雨時の商品管理に不適切な面があります
- ・ 荷捌き場や駐車場のスペースが明確でないため、搬送処理が効率的に行われていません
- ・ 加工施設、パックセンター、荷捌き及び配送スペースが不足しています
- ・ K—G A P \* 認証品及びかごしまブランド商品の取扱が少ない状況です
- ・ 老朽化した施設の長寿命化のため、計画的な改修が必要です
- ・ 施設全体でバランスの取れた電気設備の整備が必要です
- ・ 禁煙場所での喫煙が見受けられるなど衛生管理ルールが遵守されていない面があります



### 第3章 リニューアル基本方針

#### 1 本市青果市場の目指す姿

##### (1) 基本コンセプト

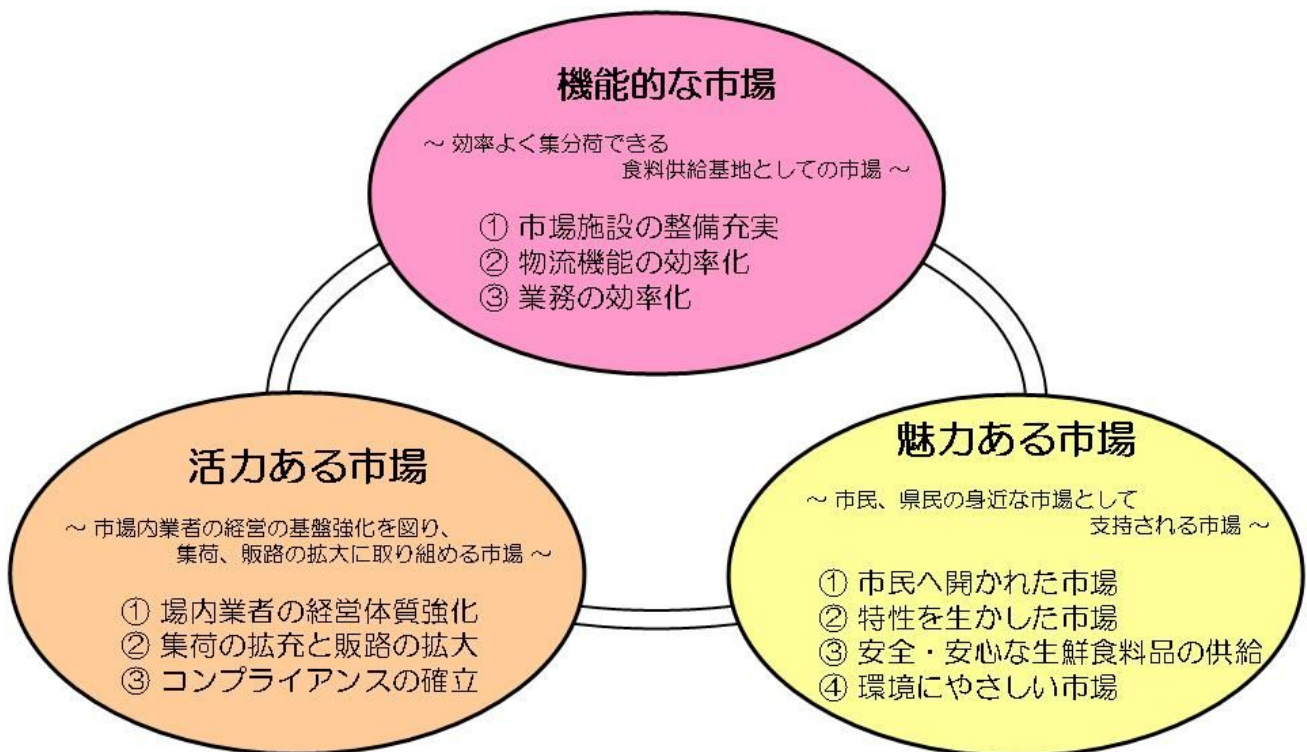
**食・生きいき！南の発信拠点**  
— 魅力と活力にあふれた機能的な市場づくり —

市場関係業者のニーズを集約し、南の食の発信拠点として、本市青果市場の個性を活かし、市民をはじめとする消費者に安全・安心な生鮮食料品を効率的に供給できる、魅力と活力にあふれた機能的なあたらしい青果市場を実現します。

また、東日本大震災の発生などを踏まえ、災害等にも備えた整備や取り組みを行います。

##### (2) 基本目標

『機能的な市場』・『活力ある市場』・『魅力ある市場』の3つの基本目標を柱とし、ハード・ソフトの両面から、目標を達成するための施策を展開します。



## 2 取扱数量の達成目標

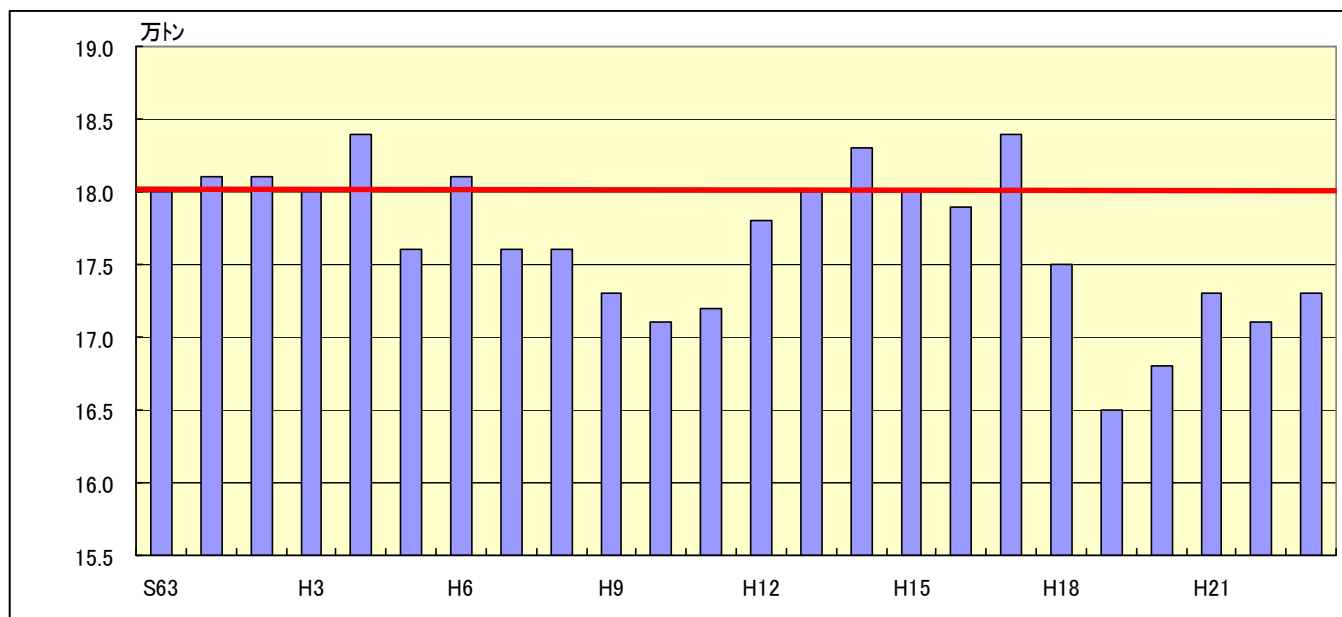
全国の青果市場の取扱数量の状況は、人口の減少や少子高齢化の進展及び消費流通形態の変化に伴い青果物の消費量が減少しており、また、市場外流通の拡大による市場経由率の低下等で厳しい状況にありますが、本市青果市場においては、市場のリニューアルを行い、中央拠点市場としての機能を発揮し、新たなニーズの取り込みや集荷の拡充・販路の拡大等に市場一体となって取り組むことにより、取扱数量の増大を目指します。

### 取扱数量：18.0万トン

本市青果市場の取扱数量は、昭和63年次以降、17～18万トン前後で推移していましたが、平成19年次には16.5万トンとなり、ピーク時の平成4年次の18.4万トンと比較して約10%の減少が見られました。

一方で、ここ10年間で4回、18万トン以上を記録しており、平成15年次の取扱数量である18万トンを目標準値と設定し、計画期間内に目標の達成を目指します。

本市青果市場の取扱数量推移



## 第4章 リニューアル基本計画

### 1 計画概要

リニューアル基本方針に基づき、市場の活性化のための具体的な施策と新たな施設の整備や既存施設の整備を、開設者\*と市場関係業者が互いに協力し、一体となって推進します。

### 2 活性化のための具体的施策

本市青果市場の取扱数量の目標を達成するために、3つの基本目標ごとに活性化策をまとめました。

開設者と市場関係業者それぞれが果たすべき役割を十分理解した上で一体となって、これらに取り組みます。

また、東日本大震災の発生などを踏まえ、災害等に対する取り組みも行います。

なお、開設者は、各施策の実施においては、関係部局と調整を図り、本市の他の個別計画との整合性に留意しながら取り組みます。

#### (1) 機能的な市場

項 目	施 策
① 市場施設の整備充実	<p>ア 品質管理、衛生管理への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 卸売業者は、平成 30 年度までに卸売場面積の 20%以上の低温施設を整備します</li> <li>・ 開設者は、降雨、降灰等から商品を守り、その品質を保持するため、出荷者や売買参加者等が使用する荷捌き場に屋根を設置します</li> <li>・ 仲卸業者は、現在の買荷積込所を配送センターとして活用するため、低温施設として整備します</li> </ul> <p>イ 施設、設備の老朽化への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 開設者は、既存施設の保全計画*を策定し、改修及び更新を行います</li> </ul> <p>ウ 適正規模の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 開設者による荷捌き場の屋根の設置や市場関係業者による低温施設の整備は、業務内容や機能等を踏まえ、適正な規模で整備します</li> </ul>
② 物流機能の効率化	<p>ア 集分荷施設等の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 仲卸業者は、現在の買荷積込所を配送センターとして活用します</li> </ul> <p>イ 市場内動線の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 開設者は、効率的な商品搬入などのため荷捌き場の外側を回る動線を整備します</li> <li>・ 開設者は、業務ゾーンを明確化し作業動線と物流動線の円滑化を図ります</li> </ul>



項 目	施 策
③ 業務の効率化	<p>ア 業務のアウトソーシング</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 開設者は、更なる業務の効率化のため、他市場の状況などを調査し、アウトソーシング*の推進について研究します</li> </ul> <p>イ IT化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市場関係業者は、業務の効率化を図るため、IT化を一層推進します</li> <li>・ 開設者は、市場関係業者の事務軽減のため、各種報告の電子化を進めます</li> <li>・ 開設者と市場関係業者は、中央拠点市場として、国の第9次卸売市場整備基本方針における市場間の情報発信機能などについて、検討を進めます</li> </ul>

## (2) 活力ある市場

項 目	施 策
① 場内業者の経営体 質強化	<p>ア 提携や合併への取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 開設者は、市場関係業者間の提携などに向け、関係機関から必要な情報の収集を行い、市場関係業者へ提供します</li> </ul> <p>イ 業務の共同化による経費節減</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 開設者は、市場関係業者が業務の共同化に必要な施設を設置する際は、可能な範囲で用地の貸し出しや必要な電源設備などの整備を行います</li> </ul> <p>ウ 経営の合理化及び効率化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 開設者は、卸売業者や仲卸業者の経営状況の把握と経営改善に関する指導・助言を行います</li> <li>・ 開設者は、市場関係業者の経営改善、業務の効率化や人材育成などに役立つ講習会等を実施します</li> </ul>
② 集荷の拡充と販路 の拡大	<p>ア 産地や大口需要者のニーズへの対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 開設者と市場関係業者は、出荷者や需要者との定期的な意見交換会を実施し、出荷者や需要者のニーズに対応していきます</li> <li>・ 卸売業者は、地場産品の集荷体制の強化を図ります</li> <li>・ 卸売業者は、中央拠点市場であることを活かし、他市場の卸売会社とのネットワークを強化し、品揃えや取扱数量の増大を図ります</li> </ul> <p>イ 外食・中食<sup>なかしょく</sup>*産業や加工業の取込み</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市場関係業者は、互いに連携して新しいニーズに的確に対応できる体制の整備を図ります</li> </ul>

項 目	施 策
② 集荷の拡充と販路の拡大	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 卸売業者は、加工野菜需要の取り込みのための品揃えの充実や集荷力の拡大を図ります</li> <li>・ 開設者は、市場関係業者が新たな加工、パッケージ等の施設を設置する際は、可能な範囲で用地の貸し出しや必要な電源設備等の整備を行います</li> </ul> <p>ウ 広域的な販売戦略の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市場関係業者は、中央拠点市場として、安定的な取扱数量を確保していることなどを積極的に打ち出し、本市青果市場経由の青果物の販売力の向上を図ります</li> <li>・ 開設者と市場関係業者は、市場の愛称やロゴマークを制定し、本市青果市場を経由した青果物を明確にすることで、市場関係業者の販売力の向上を図ります</li> <li>・ 市場関係業者は、安全安心にこだわって生産されたK—G A P認証品の販売を促進します</li> </ul>
③ コンプライアンス * の確立	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 開設者は、法令等に関する講習会を実施し、市場関係業者の意識向上を図ります</li> <li>・ 卸売業者や仲卸業者は、企業行動規範 * の策定を推進します</li> <li>・ 開設者は、市場関係業者以外の業務ゾーンへの入場制限を徹底します</li> <li>・ 開設者は、せり参加者以外の卸売場への入場制限を徹底します</li> </ul>

### (3) 魅力ある市場

項 目	施 策
① 市民へ開かれた市場	<p>ア 青果物情報の発信</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 開設者と市場関係業者は、報道機関等やホームページを活用し、特産品の出荷式などの行事を広報し、青果物の情報発信の充実を図ります</li> <li>・ 開設者は、消費拡大を図るため、「買いごろ・食べごろ」 * 記事など、青果物に関する情報を見学者などにも提供します</li> <li>・ 青果市場活性化検討委員会 * は、購買意欲を喚起するポスターや旬の青果物を使ったレシピを作成し、市場関係業者は青果物の消費拡大を図るため、これらを活用します</li> <li>・ 市場関係業者は、消費拡大を図るため、「味蔬果（みそか）の日 *」（毎月末）、「野菜の日 *」（8月31日）の関連イベントを実施します</li> </ul>

項 目	施 策
① 市民へ開かれた市場	<p>イ 市場の一般開放</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 開設者と市場関係業者は、市場まつりなどのイベントの開催を検討する組織をつくります</li> <li>・ 開設者と市場関係業者は、市民、観光客等に親しまれ安全にせり等を見ることの出来る、魅力ある見学コースを設定します</li> <li>・ 開設者と市場関係業者は、市の関係機関等と連携して体験型市場見学会を実施します</li> <li>・ 開設者と市場関係業者は、市民、観光客等も利用できる、「食」をテーマとする関連店舗の強化を図ります</li> </ul> <p>ウ 食育*への取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市場関係業者は、学校給食週間での学校給食への食材提供を通じ、小中学生への出前授業を新たに実施します</li> <li>・ 開設者と市場関係業者は、小学校から大学までの幅広い教育機関と連携し、市場の特色を生かした食育の活動に取り組みます</li> <li>・ 青果市場活性化検討委員会は、魚類市場と連携した料理教室等を実施します</li> </ul>
② 特性を生かした市場	<p>ア ブランド商材の発掘</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市場関係業者は、全国有数の農産物の生産県に立地する特性を活かし、県内の伝統野菜や新品種など商材のブランド化を目指し、プロジェクトチームを設置して研究を行います</li> </ul> <p>イ 地域密着型の市場</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 開設者と市場関係業者は、産地や卸売業者等と連携し、小売店共通の特売日や特売商品等を検討する組織をつくります</li> <li>・ 開設者と市場関係業者は、市場見学者に配布する市内の小売店マップを作成します</li> <li>・ 市場関係業者は小売店マップ活用による「野菜の日」関連イベントを実施します</li> </ul>

項 目	施 策
<p>③ 安全・安心な生鮮食料品の供給</p>	<p>ア 品質管理・衛生管理体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 卸売業者と仲卸業者は、品質管理の高度化に向けた規範<sup>*</sup>に基づき品質衛生管理の実施を徹底します</li> </ul> <p>イ 衛生検査機関との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 開設者は、安全・安心な生鮮食料品の供給を行うため、今後の国の動向も見ながら、衛生検査機関等とも連携し、検査のあり方について研究します</li> <li>・ 開設者と卸売業者は、残留農薬検査の結果を市場関係業者や市民へ適切に開示します</li> </ul> <p>ウ 市場関係業者の衛生意識の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 開設者は、市場関係業者に対する衛生意識向上のための講習会等を充実させます</li> <li>・ 市場関係業者は、指定場所以外での禁煙を徹底します</li> </ul> <p>エ 美化活動の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 青果市場連絡協議会<sup>*</sup>は、中心となって美化活動をさらに促進します</li> </ul> <p>オ 原産地表示の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市場関係業者は、関係機関と連携を図り、原産地表示を適正に実施します</li> <li>・ 国際化の進展に伴い、外国産青果物の取り扱いが増えるものと予想されるので、市場関係業者は関係機関と連携をとり、表示等の確認を徹底します</li> </ul>
<p>④ 環境にやさしい市場</p>	<p>ア 排気ガスの抑制</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市場関係業者は、フォークリフトなど特殊車両の電動化を推進します</li> <li>・ 開設者は、市場関係業者の電動車の増加に合わせて充電設備を整備します</li> <li>・ 開設者と市場関係業者は、市場全体でアイドリングストップ<sup>*</sup>を推進します</li> </ul> <p>イ エネルギー使用の抑制</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 開設者は、太陽光パネルなど再生可能エネルギーの導入を検討します</li> <li>・ 開設者は、施設の緑化<sup>*</sup>の整備を検討します</li> <li>・ 開設者と市場関係業者は、温室効果ガス<sup>*</sup>の削減目標を設定し、その達成に努めます</li> </ul>

項 目	施 策
④ 環境にやさしい市場	ウ 資源の有効利用（3R*の推進） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市場関係業者は、資源の有効利用や流通コスト削減の観点から、通いコンテナの活用を拡大します</li> <li>・ 市場関係業者は、場内廃棄物の再利用、再資源化をより推進するため、廃棄物の分別をさらに徹底します。</li> </ul>

#### （４）災害等に対する取組み

「鹿児島市地域防災計画\*」における集積拠点としての物流集積機能の確保や、中央卸売市場の本来的な役割としての機能維持ができるように、次のような災害対策に取り組みます。

##### ① 災害等への備え

- ・ 開設者は、市場関係業者と連携し、「鹿児島市地域防災計画」に即した災害対策マニュアルを作成します
- ・ 開設者と市場関係業者は、災害対策マニュアルに即した訓練を実施します
- ・ 開設者は、国の中央防災会議などの動向を見るなど、災害等への対策に関する情報を収集し、必要な対応を検討します
- ・ 開設者と卸売業者、仲卸業者は、事業継続計画（BCP）\*を作成し、必要に応じて見直します

##### ② 災害発生後の対応

- ・ 災害発生直後、開設者は市場関係業者と連携して、市場内にいる人々の生命の安全を確保します
- ・ 開設者と市場関係業者は、災害が収まった段階で、施設を復旧します
- ・ 開設者と市場関係業者は、互いに連携し、物流機能の回復に取り組みます

### 3 本市青果市場の重点戦略

本市青果市場が目指す姿を実現し、目標として掲げた取扱数量の達成に向けて、食の安全・安心を確保し、価格形成力があり、市民へ開かれた市場となるよう、開設者と市場関係業者が一体となって、次に掲げる項目に重点的に取り組みます。

#### (1) 商品の高付加価値化

商品の付加価値を高めることにより販売力を強化し、販売価格の安定を図ります。

- ・ 開設者と市場関係業者は、市場の愛称やロゴマークを制定し、本市青果市場を経由した青果物を明確にすることで、市場関係業者の販売力の向上を図ります
- ・ 市場関係業者は、全国有数の農産物の生産県に立地する特性を活かし、県内の伝統野菜や新品種など商材のブランド化を目指し、プロジェクトチームを設置して研究を行います

#### (2) 新たな販路の拡大

開設者や市場関係業者は、出荷者や需要者の多様化するニーズに対応することにより、本市青果市場として新たな販路の拡大によって、取扱数量の増大を図ります。

- ・ 市場関係業者は、中央拠点市場として、安定的な取扱数量を確保していることなどを積極的に打ち出し、本市青果市場経由の青果物の販売力の向上を図ります
- ・ 市場関係業者は、安心と安全にこだわって生産されたK—GAP認証品の販売を促進します
- ・ 開設者と市場関係業者は、出荷者や需要者との定期的な意見交換会を実施し、出荷者や需要者のニーズに対応していきます
- ・ 卸売業者は、加工野菜需要の取り込みのための、品揃えの充実や集荷力の拡大を図ります

### (3) 消費者などへの周知・啓発

食の安全に対する消費者の意識向上の機会を捉え、消費者の需要を喚起するような情報発信ができるよう市場一体となった対応を図ります

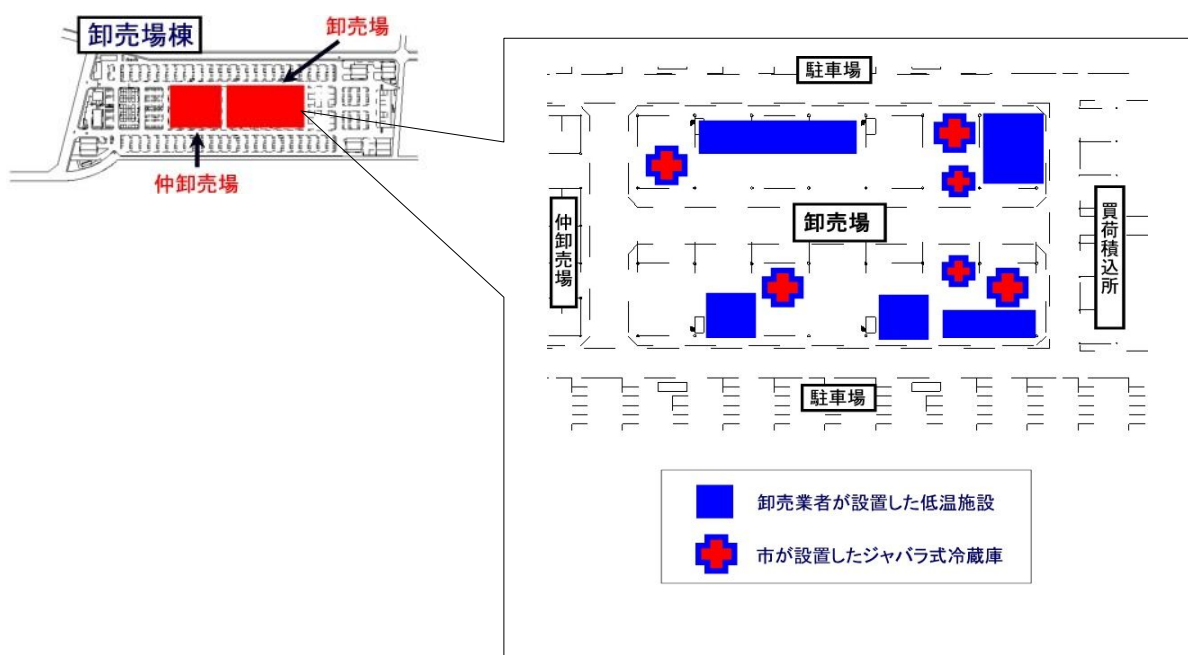
- ・ 開設者と市場関係業者は、報道機関等やホームページを活用し、特産品の出荷式等の行事を広報し、青果物の情報発信の充実を図ります
- ・ 市場関係業者は、消費拡大を図るため、「味蔬果（みそか）の日」（毎月末）、「野菜の日」（8月31日）の関連イベントを実施します
- ・ 開設者と市場関係業者は、市民・観光客に親しまれ安全にせりなどを見ることの出来る魅力ある見学コースを設定します
- ・ 開設者と卸売業者は、残留農薬検査の結果を市場関係業者や市民へ適切に開示します
- ・ 市場関係業者は、学校給食週間での食材提供を通じ、小中学生への出前授業を新たに実施します

### (4) 市場施設の機能向上

本市青果市場の抱える課題に対応するため、施設の機能向上を図るなど、機能的な市場づくりを実現します。

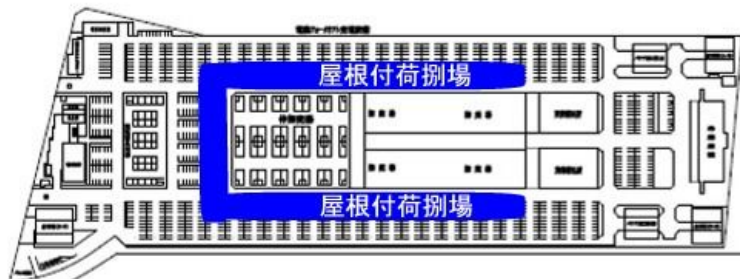
#### ① 低温卸売場の増設

卸売場の低温施設の現在の整備状況は下図に示すとおりですが、卸売業者は、商品の品質管理のため、現在、1,849 m<sup>2</sup>ある低温施設を平成30年度までに売場面積の20%（約2,200 m<sup>2</sup>）以上になるよう増設します。



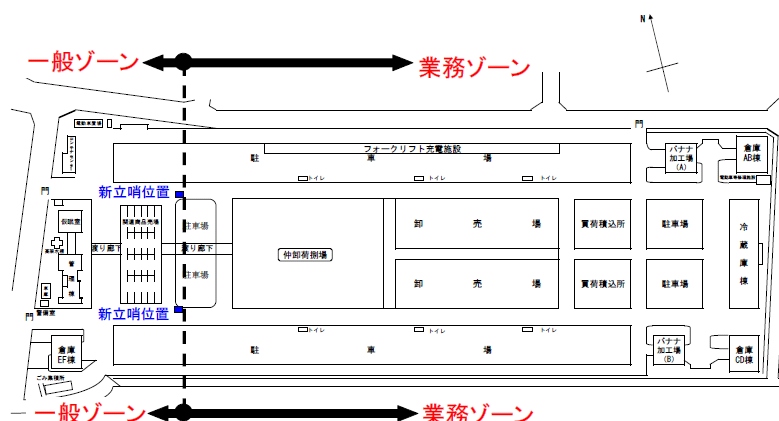
## ② 屋根付荷捌場の新設

開設者は、降雨、降灰等から商品を守り、品質を保持するため、現在、露天の荷捌場の一部に、大型ウイング車にも対応できる、高さ約7mの屋根を約7,500㎡設置します。



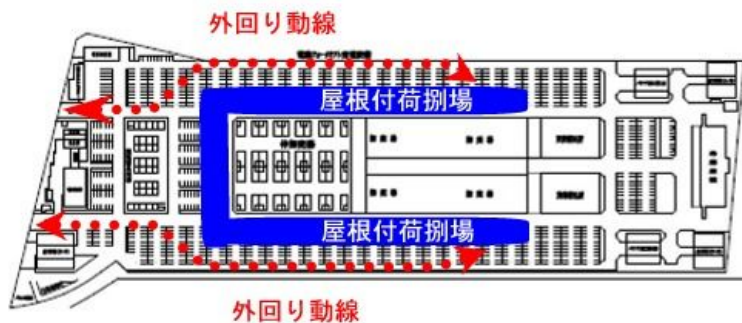
## ③ 主要動線の改善

開設者は、市場内の物流機能の効率化のため、現在、市場入口付近にある立哨位置を業務ゾーン入口付近へ変更することによって、業務ゾーンを明確にし、搬送動線の円滑化を図ります。



開設者は、屋根付荷捌場を新設することに伴い、効率的な商品搬入のため、新たに動線を外回りに変更します。

これに合わせて、駐車場についても整理します。





#### 4 屋根付荷捌場の新設に係る概算事業費

重点戦略に掲げる市場施設の機能向上において、商品の品質を保持するための屋根付荷捌場の新設については、施設全体の整備計画の大きな要素であることから、早期に取り組む計画とします。

**概算事業費**

**約7億5千万円**

#### 5 リニューアル基本計画スケジュール

重点戦略及び活性化のための具体的施策のうちソフト面については、平成24年度から実施していきますが、各施策の個別のスケジュールについては、新たに組織する推進体制の中で協議、検討を進めます。

施設の整備については、平成24年度に施設全体の整備・保全計画を策定し、屋根付荷捌場の基本設計を実施します。平成25年度以降、屋根付荷捌場の実施設計、保全計画などに基づく工事の基本・実施設計を実施し、整備を進めます。

	24年度	25年度～30年度
市場施設の機能向上	<p>保全計画のための外壁診断</p> <p>・施設全体の整備・保全計画の策定 ・屋根付荷捌場の基本設計</p>	<p>屋根付荷捌場の実施設計</p> <p>屋根付荷捌場の工事実施</p> <p>保全計画などに基づく工事の基本・実施設計及び工事の実施</p>

## 6 リニューアル基本計画の推進

### (1) 市場活性化のために必要な施策の推進

市場活性化のために必要な施策の推進にあたっては、リニューアル基本計画策定後直ちに、開設者との基本計画策定に取り組んできた市場関係業者を中心に新たな推進体制を組織し、重点戦略、その他の活性化に関する施策及び施設の整備に関する施策について推進を図ります。

### (2) リニューアルに伴い発生する課題のフォロー対応

リニューアル基本計画に基づき、整備を実施するにあたり、工事に伴う仮設や荷捌きスペースの移動など課題があります。

このような課題等へも、新たな推進体制で対応します。

### (3) 計画のローリング\*

リニューアル基本計画については、今後の国の動向や、流通環境の変化など社会情勢等を踏まえ、必要に応じてローリングを行っていきます。

なお、市場活性化のために必要な施策は、基本計画期間終了後も引き続き推進することとします。

## リニューアル基本計画の策定経過

### ① 策定体制

策定にあたっては、学識経験者、関係団体（市場関係業者を含む。）、公募市民、行政で構成する鹿児島市青果市場整備検討委員会を平成22年度に設置し、本市整備計画に基づく本市青果市場の施設整備及び活性化対策について、3か年度にわたり審議を行った。なお、市場関係業者の意見を反映するために青果市場整備検討連絡会を、本市庁内関係部局の連携を図りながら進めるために中央卸売市場整備庁内連絡会をそれぞれ設置し、具体的事項について検討を行った。

### ② 経過

#### 鹿児島市青果市場整備検討委員会の開催状況

【開催日】	【会議】	【協議事項等】
平成22年7月15日（木）	第1回整備検討委員会	事業概要・スケジュール（案）等について 市場視察について
平成22年10月7日（木）	第2回整備検討委員会	青果市場の施設整備及び活性化について
平成22年11月30日（火）	第3回整備検討委員会	青果市場の施設整備及び活性化について
平成23年1月25日（火）	第4回整備検討委員会	青果市場の施設整備及び活性化について
平成23年8月23日（火）	第5回整備検討委員会	今後のスケジュールについて リニューアル基本計画（構成案）について
平成23年10月27日（木）	第6回整備検討委員会	リニューアル基本計画（素案）について
平成23年12月1日（木）	第7回整備検討委員会	リニューアル基本計画（素案）について
平成24年1月24日（火）	第8回整備検討委員会	リニューアル基本計画（素案）について
平成24年5月1日（火）	第9回整備検討委員会	リニューアル基本計画（素案）に関するパブリックコメント メント手続の処理状況について リニューアル基本計画（案）について

#### 青果市場整備検討連絡会の開催状況

[平成22年度] 第1回～第7回

[平成23年度] 第8回～第19回

[平成24年度] 第20回

**中央卸売市場整備庁内連絡会の開催状況**

[平成 22 年度] 第 1 回～第 2 回

[平成 23 年度] 第 3 回～第 7 回

[平成 24 年度] 第 8 回

**青果市場リニューアル基本計画（素案）に係るパブリックコメント手続の意見等の募集期間**

平成 24 年 2 月 7 日（火）から同年 3 月 31 日（土）まで

### ③ 鹿児島市青果市場整備検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 鹿児島市中央卸売市場整備計画（以下「整備計画」という。）に基づく鹿児島市中央卸売市場青果市場（以下「青果市場」という。）の施設整備及び活性化対策について学識経験者等の意見を踏まえて検討するため、鹿児島市青果市場整備検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議し、その結果を市長に報告する。

- (1) 青果市場の施設整備についての基本計画案の作成に関すること。
- (2) 青果市場の活性化対策に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体を代表する者
- (3) 公募に応じた者
- (4) 関係行政機関の職員

(委員長等の職務)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれらを定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理し、委員会の会議（以下「会議」という。）の議長を務める。
- 3 副委員長は、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、委員長が必要に応じて招集する。

- 2 会議は、委員（委員長及び副委員長である委員を含む。）の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、青果市場において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成22年4月30日から施行する。

④ 鹿児島市青果市場整備検討委員会等の委員

【鹿児島市青果市場整備検討委員会 委員】

役職名等	委員氏名
鹿児島大学農学部 教授 [委員長]	岩元 泉
鹿児島大学法文学部 教授 [副委員長]	北崎 浩嗣
鹿児島県経済農業協同組合連合会園芸事業部 部長	第1回～第5回 鬼丸 幸司
	第6回～第9回 畠中 心吾
鹿児島市地域消費者ガイド	塚原 京子
ベジフルコミュニティ鹿児島 代表	西 ひろみ
鹿児島市中央青果株式会社 代表取締役社長	中馬 正裕
鹿児島市中央卸売市場青果卸売商業協同組合 代表理事	吉井 登
鹿児島市中央卸売市場青果食品協同組合 理事長	南 省治
公募委員	阿久根 勝利
公募委員	東上床 久司
公募委員	山迫 真由美
鹿児島県農政部農産園芸課 かがしまブランド対策監 (平成24年4月1日の組織変更による)	第1回～第8回 東 洋行
鹿児島県農政部農政課 かがしまブランド対策監	第9回 長田 彰
鹿児島市経済局商工振興部 部長 (平成24年4月1日の組織変更による)	第1回～第8回 的場 睦夫
鹿児島市経済局経済振興部 部長	第9回 上之園 彰
鹿児島市経済局農林水産部 部長	第1回～第4回 山下 正人
	第5回～第8回 宮下 善穂
	第9回 野妻 清美

**【青果市場整備検討連絡会 委員】**

卸売業者を代表する者 4名 [内2名は、会長・副会長]  
仲卸業者を代表する者 2名  
関連事業者を代表する者 1名  
売買参加者を代表する者 2名

**【中央卸売市場整備庁内連絡会 委員】**

中央卸売市場長 [会長]  
中央卸売市場青果市場長 [副会長]  
中央卸売市場魚類市場長 [副会長]  
企画財政局企画部政策企画課長  
企画財政局財政部財政課長  
経済局商工振興部中心市街地活性化推進室長（～平成24年3月31日）  
経済局経済振興部経済政策課長（平成24年4月1日～）  
経済局観光交流部観光企画課長  
経済局農林水産部生産流通課長  
建設局都市計画部都市計画課長  
建設局建築部建築課長  
建設局建築部設備課長  
保健所生活衛生課長

## 用語解説

用語	解説
<b>【あ行】</b>	
アイドリングストップ	荷物の積み降ろし時や人待ち時などの自動車の駐停車の際、不必要にエンジンをかけたままにしないこと。 不必要なアイドリングをやめることで、自動車の燃料の節約や排出ガスの削減につながる。
アウトソーシング	社外から、生産に必要な部品や製品等を調達したり、業務の一部を一括して他企業に請負わせる経営手法。
卸売業者	卸売市場において、出荷者からの商品の販売の委託を受け又は物品を買い付けて、仲卸業者、売買参加者その他の買出人に対し、卸売行為を行う業者。 卸売市場法第15条第1項では、中央卸売市場において卸売の業務を行なおうとする者は、農林水産大臣の許可を受けなければならない、と規定されている。
卸売市場整備基本方針	卸売市場法第4条に基づき、おおむね5年ごとに農林水産大臣が定めている卸売市場の整備を図るための基本方針。 現行の第9次卸売市場整備基本方針は、平成22年10月に策定・公表された。
卸売市場法	卸売市場の整備を計画的に促進するための措置、卸売市場の開設及び卸売市場における卸売その他の取引に関する規制等について定めて、卸売市場の整備を促進し、及びその適正かつ健全な運営を確保することにより、生鮮食料品等の取引の適正化とその生産及び流通の円滑化を図り、もって国民生活の安定に資することを目的とする法律。
温室効果ガス	地表面から放出される赤外線を吸収し、熱を宇宙空間に逃げないように閉じ込めておく温室のような効果をもつ大気中の気体の総称。 二酸化炭素、メタン、亜酸化窒素、フロンなどがある。近年、これらの温室効果ガスの増加による地球の温暖化が進み、気候の変化、海水面の上昇などの地球規模の環境問題が生じるとして憂慮されている。
<b>【か行】</b>	
買いごろ・食べごろ	地元紙「南日本新聞」にて、毎週水曜日に掲載される旬の青果物・水産物の情報を紹介している記事。 鹿児島市ホームページで、青果物の情報を発信している。
開設者	(中央卸売市場) 卸売市場法に基づき、農林水産大臣の認可を受けて、開設区域において中央卸売市場を開設する地方公共団体のこと。 本市青果市場の開設者は鹿児島市で、施設の維持管理や、取引が適正に行われるよう業務の指導監督にあたっている。
買出人	仲卸業者から市場の取扱商品を仕入れる者をいい、一般的には小売業者などの需要者及び加工業者などである。
鹿児島市地域防災計画	災害対策基本法第42条の規定に基づいて、鹿児島市の地域にかかる防災に関し、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図ることを目的とする計画。
関連事業者	開設者の許可を受けて、市場機能の充実を図り、又は市場を利用する人達に便益を提供するため、市場内の店舗その他の施設において業務を営む者。 本市青果市場では、収納取扱機関、運送・運搬業、容器・包装資材取扱業、飲食店営業、日用雑貨取扱業などの事業者が営業している。



用語	解説
企業行動規範	卸売市場に対する生産者、実需者及び消費者の信頼の確保と向上に向けて、コンプライアンスの徹底を図るために作成する規範のこと。
コールドチェーン	生鮮食料品を生産から消費までの間、低温又は冷蔵のまま物流する方式。低温流通体系ともいう。
コンプライアンス	法令遵守。 ルールに従って公正公平に業務を遂行すること。
【さ行】	
市場関係業者	卸売業者、仲卸業者、売買参加者、関連事業者及び買出人のこと。
事業継続計画（BCP） 〔＝業務継続計画〕	地震・水害等の災害発生などにより、職員・従業員の一定割合が出勤できない場合においても、必要な通常業務を継続して実施し、可能な限りサービスを維持するため、業務の継続の可否等を整理する計画のこと。 本市では「鹿児島市業務継続計画」の中で、職員の概ね40%が登庁不可になる状況を想定し、継続する業務と、中断又は中止する業務とに分類している。 BCPは、「Business Continuity Plan」の略称。
需要者 〔＝実需者〕	特定の商品や商材などに需要のある者のこと。 リニューアル基本計画の中では、市場で青果物などの取引を行う小売業者や外食・中食業者などを示す。
出荷者	卸売業者に対して、商品の販売を委託し、又は商品を販売する者のこと。
食育	生きる上での基本であって、知徳、徳育及び体育の基礎となるべきものであり、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。
青果市場活性化検討委員会	正式名称は、「鹿児島市中央卸売市場青果市場活性化検討委員会」。 市場の活性化と青果物の消費拡大を図ることを目的に市場関係業者で構成されている。
青果市場連絡協議会	正式名称は、「鹿児島市中央卸売市場青果市場連絡協議会」。 市場内の適正かつ健全な運営を確保し、市場の秩序の保持に努めることを目的として、市場関係業者で構成されている。
【た行】	
中央卸売市場	生鮮食料品等の流通及び消費上特に重要な都市及びその周辺の地域における生鮮食料品等の円滑な流通を確保するための生鮮食料品等の卸売の中核的拠点となるとともに、当該地域外の広域にわたる生鮮食料品等の流通の改善にも資するものとして、農林水産大臣の認可を受けて開設される卸売市場のこと。
中央卸売市場整備計画	卸売市場法第5条に基づき、おおむね5年ごとに農林水産大臣が定めている中央卸売市場の整備を図るための計画。 現行の第9次中央卸売市場整備計画は、平成23年3月に策定・公表された。

用語	解説
<b>【な行】</b>	
なかおろしぎょうしゃ 仲卸業者	卸売市場において、一定の店舗を設け、卸売業者から買い受けた商品を仕分け、調整して分荷販売する業者。
なかしよく 中食	「外食」と「内食」（家庭内で調理して食べること）の中間で、惣菜や弁当などの外部で調理された食品を家で食べること。
<b>【は行】</b>	
売買参加者	中央卸売市場で、開設者の承認を受けて卸売業者からその取扱商品を買受ける資格のある者。
品質管理の高度化に向けた規範	施設の整備と併せて、生鮮食料品等の鮮度保持のための温度管理、市場内の施設や用具等の洗浄・殺菌、場内搬送車両の無公害化、品質管理の責任者の設置と責務の明確化等の品質管理の高度化のための措置を記した規範。
保全計画	建築物を長期にわたって良好な状態で使用するための継続的な改善計画。
<b>【ま行】</b>	
味蔬果（みそか）の日	青果市場活性化検討委員会が、野菜の日は8月の月末（みそか）であることから、青果物の消費拡大を図るために、毎月の月末を「味蔬果」（みそか）の日とした。 「蔬」（そ）は野菜を意味する「蔬菜」（そさい）から用いたもの。
<b>【や行】</b>	
野菜の日	昭和58年に全国青果物商業協同組合連合会など9団体が、もっと野菜について認識してもらいたいと「や(8)さ(3)い(1)」の語呂合わせから8月31日を「野菜の日」とした。
<b>【ら行】</b>	
緑化	植栽や種子散布によって、その土地の植物を増やすこと。 屋上や壁面に対して行う場合、それぞれ屋上緑化、壁面緑化などと呼ぶ。
量販店	大量の商品を小売する百貨店、スーパーマーケット、セルフサービスストアその他の大型小売店の総称。
ローリング	現実と長期計画のズレを埋めるため、部分的な修正等を定期的に行っていく手法。

用語	解説
<b>【英数】</b>	
K-GAP (かごしまの農林水産物認証制度)	安心・安全を考えて策定した県の基準に沿って、生産者が行う取り組みを外部の機関が審査・認証する鹿児島県独自の制度。 生産者による自己検査だけでなく、外部の審査を受けることにより、生産者の取組が正しく評価され、安心・安全に対する農林水産物の信頼性がより高まる。
GAP	農業生産活動を行う上で必要な関係法令等の内容に則して定められる点検項目（農薬の使用方法など）に沿って、農業生産活動の各工程の正確な実施、記録、点検及び評価を行うことによる持続的な改善活動のこと。 GAPは、「Good Agricultural Practice」の略。
3R	Reduce（リデュース：廃棄物の発生抑制）、Reuse（リユース：再使用）、Recycle（リサイクル：再資源化）の略。
Reduce	省資源化や長寿命化といった取組を通じて製品の製造、流通、使用などに係る資源利用効率を高め、廃棄物とならざるを得ない形での資源の利用を極力少なくすること。
Reuse	一旦使用された製品を回収し、必要に応じて適切な処置を施しつつ製品として再使用を図る。 または、再使用可能な部品の利用を図ること。
Recycle	一旦使用された製品や製品の製造に伴い発生した副産物を回収し、原材料としての利用（マテリアルリサイクル）または焼却熱のエネルギーとしての利用（サーマルリサイクル）を図ること。



**鹿児島市中央卸売市場青果市場リニューアル基本計画**

平成24年7月

編集・発行 鹿児島市中央卸売市場青果市場

〒891-0115

鹿児島市東開町11番地1

電話 099-267-1311

